

事務連絡
平成23年7月22日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

西日本の電力管内における節電の実施のお願い

西日本の電力管内では、定期検査のため、7月21日に高浜原発4号機、7月22日に大飯原発4号機が停止するとともに、大飯原発1号機及び三隅火力発電所がトラブルにより運転を停止しているため、今夏の供給力が最大電力需要を下回り、西日本5社全体では予備率が▲1.2%、関西電力では予備率が▲6.2%と非常に電力需給が厳しい状況となります。

このため、7月20日に開催された「電力需給に関する検討会合」において、別添1のとおり政府としても関西電力管内に対し前年同期比10%以上の節電を要請するとともに、その他の西日本の電力会社の管内においても節電を要請することが決定され、別添2のとおり内閣官房及び経済産業省より節電の協力依頼がありました。

貴団体におかれましては、東日本大震災発生後様々な節電努力を進めていただいているところですが、引き続き皆様方の最大限のご協力を賜りたく、よろしくお願ひいたします。

なお、7月1日より東北電力及び東京電力管内で実施されている電気事業法第27条に基づく電力使用制限措置において適用除外措置又は制限緩和措置が講じられている分野については、今般の節電においても同様に、それぞれの事情を勘案して節電に取り組んで頂くようよろしくお願ひいたします。

(別添1) 西日本5社の今夏の需給対策について

(別添2) 西日本の節電に関する協力依頼

[連絡先]

土地・建設産業局建設業課 川 浪
(連絡先：03-5253-8277)

西日本5社の今夏の需給対策について

平成 23 年 7 月 20 日
電力需給に関する検討会合

1. 東北・東京・中部の状況

(1) 東北・東京電力については、震災による供給力減に対応し、供給力の追加措置を講じる一方、「夏期の電力需給対策について」(5/13 電力需給緊急対策本部決定)に基づいて、▲15%の目標を掲げ、需要抑制に取り組んでいる。

(注1) 東京電力の供給力は、西からの融通 100 万 kW を織り込まなくなった一方、自家発からの購入増、揚水の復旧等による供給力追加措置により、5,470 万 kW (予備率▲8.8%)。東北電力の供給力は、1,382 万 kW (予備率▲6.6%)。

(注2) 予備率を算定する前提とした最大電力需要は、平成 22 年度夏ピーク (1 日最大値) をベースに「夏期の電力需給対策について」で定めたもの。

(2) 中部電力については、浜岡原子力発電所の全号機停止に対応し、供給力の追加措置を講じた結果、予備率は3.2%。最低限必要な3%は上回っているが、通常必要とされる8%以上の水準となっていないことから、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲で節電に取り組んでいる。

2. 西日本における今夏の需給見通し (別紙1、2、3参照)

(1) 西日本5社(関西・北陸・中国・四国・九州電力)については、定期検査等を終了見込みの原子力発電所が再起動すれば、予備力10%前後となるが、再起動できない場合、西日本5社合計で予備率が▲2.3%となる。

(2) これに対し各社は、水力及び火力の補修作業時期の変更や自家発からの購入増などの供給力追加措置に取り組んできた。この結果、西日本5社全体で予備率は1.7%、60Hz エリア(中西6社)全体での予備率は2.1%を確保できる見通しが立っていたところである。

(3) しかしながら、関西電力大飯原子力1号(118万 kW:調整運転中)が7月16日に、さらに中国電力三隅火力(100万 kW)が7月18日に、トラブルで停止したことにより、西日本5社全体で予備率は▲1.2%、60Hz エリア(中西6社)全体での予備率は▲0.0%となる。

(4) 個々の会社では、以下のとおり。

- ① 関西電力が、大飯原子力1号の停止に加え、高浜原子力4号(7/21)、大飯原子力4号(7/22)が定検で停止するが、これに加えて、三隅火力の停止に伴い中国電力からの融通が見込めない場合、予備率は▲6.2%となる。
- ② 他社は、予備率はプラスとなっているが、四国電力(予備率4.0%)以外は最低限必要な予備率3%を下回る。(北陸電力2.0%、中国電力2.8%、九州電力2.1%)

3. 西日本の今夏の需給対策の基本的考え方

西日本の電力管内において、以上の状況を踏まえ、需給逼迫による停電の発生を回避するため、以下の対応を行う。

(1) 供給面

- ① 引き続き、自家発の活用等、供給力の積み増し努力を続けていく。
- ② また、日々の電力系統の運用において、各社の需給状況を踏まえつつ、更に機動的な相互の融通を行うことで、需給が逼迫する地域(特に関西電力管内)の需給バランスを確保できるような対応を行う。

(2) 需要面

① 関西電力管内における取組

i) 関西電力管内(別紙4)においては、これまで、管内の自治体又は自治体の連合により節電に対する積極的な取組みがなされてきたところであり(注)、また、関西電力による節電要請も行われてきたところである。

こうした取組がなされている中で、今般の供給力低下の新たな事態を迎え、発電所のトラブル等のリスクも考慮し、今夏のピーク期間・時間帯(目安は、7月25日から9月22日の平日の9時から20時)において、全体として▲10%以上を目途に節電に取り組むこととする。この具体的な節電への取組みに当たっては、上記管内自治体等の取組みを十分踏まえて行うものとする。

(注) 関西広域連合ではピーク時10%の節電を呼びかけ、傘下の各県においても具体的な呼びかけを行っている。また、奈良県では10%超、福井県では10%以上の節電の呼びかけを行っているなど、各自治体が節電に取り組んできている。

ii) 節電に当たっては、使用最大電力(kW)の抑制を基本として、国民生活及び経済活動への影響を最小限とするように取り組む。この観点から、生命・身体

の安全確保に不可欠な施設や、安定的な経済活動・社会生活に不可欠である一方、電力の使用形態から一律適用が困難な施設等については、東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方(別紙5)も参照して、それぞれの事情を勘案した節電に取り組む。

②他の電力の管内については、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電(具体的には、照明・空調機器等の節電など)に取り組む。

③政府の地方支分部局及び政府関係機関においては、「夏期の電力需給対策について」(5月13日電力需給緊急対策本部決定)で定めた「政府の節電実行基本方針」に掲げる「節電に係る具体的取組」を参考として、節電に率先して取り組む。

④政府としては、以下のような支援・広報活動を行う。なお、電事法第27条の発動による需要抑制は行わない。

i)事業者(大口・小口需要家)向けには、「夏期の電力需給対策について」で示した節電行動計画の標準フォーマットを活用して具体的な「節電アクション」をわかりやすく示すとともに、節電ポータルサイトの活用を図る等支援・広報活動を行う。

ii)家庭向けには、「夏期の電力需給対策について」に基づく「節電対策メニュー」を活用した広報活動を行う。

⑤電力需給の逼迫が予想される場合には、需給調整契約の最大限の活用による大口需要家等への需要抑制や、政府から一層の節電を依頼する「需給逼迫のお知らせ」による情報提供を行う。

(注)翌日の予備率が3%未満になると予想される電力管内がある場合には、需給が逼迫していることを管内に周知し、より一層の節電を促すために「電力需給逼迫のお知らせ(仮称)」を発出。タイミングは前日夕刻と当日朝を想定。

*別紙1～5の内容につきましては、「電力需給に関する検討会合」のホームページを参照願います。

西日本の節電に関する協力依頼

平成 23 年 7 月 20 日
内 閣 官 房
経 済 産 業 省

本日（7月20日）、第1回電力需給に関する検討会合が開催され、「西日本5社の今夏の需給対策について」が決定されました。

今後、関西電力管内においては、全体として▲10%以上を目途に節電をお願いすることになり、また、その他の西日本の電力会社の管内においても、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電をお願いすることになりました。

関係各府省におかれましても、関係の企業、機関、団体等に対しまして、本日の決定に基づいて、別添資料により周知のご協力をお願い申し上げます。また、各地方支分部局及び政府関係機関については、「夏期の電力需給対策について」（5月13日電力需給緊急対策本部決定）で定めた「政府の節電実行基本方針」に掲げる「節電に係る具体的取組」を参考として、節電に率先して取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

(別添)

1. 西日本5社の今夏の需給対策について
2. 節電パンフレット（事業者向け）
3. 節電パンフレット（家庭向け）

*別添資料の内容につきましては、「電力需給に関する検討会合」のホームページを参照願います。